

第1回北信地区労働フォーラム

『ハラスメントのない職場環境の実現』

～パワーハラスメントの対策と対応事例～

入場無料

「パワハラ防止法」(改正労働施策総合推進法)は、既に大企業に施行されていますが、中小企業では努力義務期間を経て、令和4年4月から義務化となりました。

企業の雇用の安定・生産性の向上・事業の更なる発展を見据えた中で、ハラスメントは社内の「大きなリスク」ととらえ、多様な人材ひとりひとりの能力が発揮出来る職場作りをより円滑に進めていけるよう、下記の講座を開催します。

令和4年
10月13日(木)

13時30分～15時30分 (13時開場)



※コロナ対策のご協力をお願いします。(受付時の消毒・検温・マスク着用の徹底・換気等)

会場

長野県長野合同庁舎5階 501～503 会議室
長野市大字南長野南県町 686-1

講師

厚生労働省 長野労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進指導官 小山 政典氏

申込方法

- ✳ FAX 026-234-9569
- ✳ 電子メール hokushinrosei@pref.nagano.lg.jp

北信労政事務所ホームページに、受講申込書を掲載していますのでご利用下さい。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/hokushinrosei/index.html>

定員・対象

100名 (事業主,労働者,企業の人事・労務担当者,一般県民)
※コロナ感染拡大により中止となった場合は、ホームページへの掲載と電話にてご連絡致します。(問合せ ☎026-234-9532)

締切

10月3日(月) ※定員に達し次第締切となります。

主催 北信労政事務所 長野地域振興局 北信地域振興局